

昭和二十七年政令第三百七十七号

宮内庁組織令
内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百一十号）第七条第三項の規定に基き、この政令を制定する。

目次

- 第一章 宮内庁長官秘書官（第一条）
- 第二章 内部部局
 - 第一節 部の設置等（第二条—第九条）
 - 第二節 課の設置等（第十条—第二十九条）
- 第三章 施設等機関（第三十条—第三十二条）
- 附則

第一章 宮内庁長官秘書官

（宮内庁長官秘書官の定数）

第一条 宮内庁長官秘書官の定数は、一人とする。

第二章 内部部局

第一節 部の設置等

（部の設置）

第二条 宮内庁に、長官官房並びに侍従職、東宮職及び式部職のほか、次の二部を置く。

書陵部

管理部

（特別な職）

第三条 長官官房に、審議官、宮務主管、皇室經濟主管及び皇室医務主管それぞれ一人並びに参考官二人及び公文書監理官一人（関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を置く。

2 審議官は、命を受けて、皇室關係の重要な事項の調査、審議及び立案に関する事務をつかさどる。

3 宮務主管は、命を受けて第十一條から第十三条までに掲げる事務のうち皇族（内廷にある皇族を除く。以下この項において同じ。）に係るものとをつかさどり、及び皇族の侍側奉仕のことのうち特に命ぜられたものをつかさどる。

4 皇室經濟主管は、皇室の經濟並びに皇室及び宮内庁の会計に関する事務をつかさどる。

5 皇室医務主管は、皇室に関する医務をつかさどり、並びに天皇及び内廷にある皇族に関する医事のうちその専門領域に係る診候並びに皇族（内廷にある皇族を除く。）に関する医事をつかさどる。

6 参事官は、命を受けて、皇室關係の重要な事項の調査、審議及び立案に関する事務に参画する。

7 公文書監理官は、命を受けて、宮内庁の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に関する重要な事項に係るものに参画し、関係事務に關し必要な調整を行う。

第四条 侍従職に、女官長及び侍医長それぞれ一人を置く。

2 女官長は、皇后の側近奉仕のことを総括する。

3 侍医長は、天皇、皇后及び皇子に関する医事を総括する。

第五条 東宮職に、東宮侍従長、東宮女官長及び東宮侍医長それぞれ一人を置く。

2 東宮侍従長は、皇太子の侍側奉仕のことを総括する。

3 東宮女官長は、皇太子妃の侍側奉仕のことを総括する。

4 東宮侍医長は、皇太子、皇太子妃及び皇孫に関する医事を総括する。

第六条 式部職に、式部副長一人を置く。

2 式部副長は、命を受けて、式部職の所掌事務の一部をつかさどる。

（長官官房の事務）

第七条 長官官房においては、宮内庁の所掌事務に關し、次の事務をつかさどる。

一 機密に關すること。

（長官官房の事務）

第七条 長官官房においては、宮内庁の所掌事務に關し、次の事務をつかさどる。

一 機密に關すること。

三二 職員の任免、分限、懲戒、服務その他的人事並びに教養及び訓練に關すること。
三一 長官の官印及び序印を管守すること。
三〇 公文書類の接受及び發送に關すること。
二九 職員の福利厚生に關すること。
二八 調査及び統計に關すること。
二七 行幸啓に關すること。
二六 賜与及び受納に關すること。
二五 皇室會議及び皇室經濟會議に關すること。
二四 公文書類及び收入の予算、決算及び会計の監査に關すること。
二三 物品の管理に關すること。
二二 前各号に掲げるもののほか、宮内庁の所掌事務で他部局の所掌に屬しないものに關すること。
二一 前各号に掲げるもののほか、宮内庁の所掌事務で他部局の所掌に屬しないものに關すること。

（書陵部の事務）

第八条 書陵部においては、次の事務をつかさどる。

一 皇統譜の調製、登録及び保管に關すること。

二 陵墓に關すること。

三 図書及び記録の保管、出納、複刻及び編集に關すること。

四 公文書類の編集及び保管に關すること。

五 正倉院に關すること。

（管理部の事務）

第九条 管理部においては、次の事務をつかさどる。

一 皇室用財産その他の行政財産の管理に關すること。

二 供進及び調理に關すること。

三 車馬に關すること。

四 衛生に關すること。

五 御料牧場に關すること。

第二節 課の設置等

（長官官房の分課）

第十条 長官官房に、次の五課を置く。

秘書課

総務課

主計課

用度課

（秘書課）

第十二条 秘書課においては、次の事務をつかさどる。

一 皇室會議に關すること。

二 機密に關すること。

三 長官の官印及び序印を管守すること。

四 公文書類の接受及び發送に關すること。

五 調査及び統計に關すること。

六 法令案その他文書の審査及び進達に關すること。

七 官報掲載に關すること。

八 身分証明書等に關すること。

九 職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他的人事並びに教養及び訓練に關すること。

十 職員の共済組合に關すること。

四	公文書類の編集及び保管に關すること。
五	国立国会図書館支部宮内庁図書館に關すること。
六	前各号に掲げるもののほか、書陵部の所掌事務で他の所掌に屬しない事務に關すること。
七	(編修課)
八	一 天皇及び皇族の実録の編修に關すること。 二 図書及び記録の編修に關すること。
九	(陵墓課)
十	一 陵墓の管理に關すること。 二 陵墓の調査及び考証に關すること。
十一	職員の医療、衛生その他福利厚生に關すること。
十二	事務能率の増進に關すること。
十三	宮内庁の所掌事務の総合調整に關すること。
十四	前各号に掲げるもののほか、宮内庁の所掌事務で他の所掌に屬しないものに關すること。
十五	(総務課)
十六	一 行幸啓に關すること。 二 御差遣に關すること。
十七	三 賜与及び受納に關すること。 四 御陪食に關すること。
十八	五 報道に關すること。
十九	六 奉仕作業に關すること。
二十	七 前各号に掲げるものの外、勅旨伝達に關すること。
二十一	(宮務課)
二十二	第十三条 宮務課においては、皇族（内廷にある皇族を除く。）に關する事務をつかさどる。
二十三	(主計課)
二十四	第十四条 主計課においては、左の事務をつかさどる。 一 経費及び収入の予算、決算及び会計に關すること。 二 皇室経済會議に關すること。
二十五	(用度課)
二十六	第十五条 用度課においては、物品の管理及びその検査に關する事務をつかさどる。 (侍従職の事務分掌)
二十七	第十六条 侍従職に、侍従七人、女官六人及び侍医三人を置く。 1 侍従は、命を受けて、側近奉仕のことを分掌する。 2 侍従は、命を受けて、側近奉仕のことを分掌する。 3 侍従のうち、宮内庁長官の定める一人は、命を受けて、侍従職の庶務をつかさどる。 4 女官は、命を受けて、皇后の側近奉仕のことを分掌する。 5 侍医は、命を受けて、天皇、皇后及び皇子に関する医事を分掌する。 (東宮職の事務分掌)
二十八	第十七条 東宮職に、東宮侍従七人、東宮女官六人及び東宮侍医三人を置く。 1 東宮侍従は、命を受けて、皇太子の侍側奉仕のことを分掌する。 2 東宮侍従のうち、宮内庁長官の定める一人は、命を受けて、東宮職の庶務をつかさどる。 3 東宮女官は、命を受けて、皇太子妃の侍側奉仕のことを分掌する。 4 東宮侍医は、命を受けて、皇太子、皇太子妃及び皇孫に関する医事を分掌する。 (式部職の事務分掌)
二十九	第十八条 式部職のうち、宮内庁長官の定める三人は、それぞれ命を受けて、儀式、交際及び雅楽に關する事務を分掌する。 (書陵部の分課)
三十	第十九条 書陵部に、左の三課を置く。 (図書課)
三十一	第二十条 図書課においては、次の事務をつかさどる。 一 皇統譜の調製、登録及び保管に關すること。 二 図書及び記録の保管、出納及び複刻に關すること。 三 正倉院に關すること。
三十二	(書陵部)
三十三	(大膳課)
三十四	第二十一条 大膳課においては、次の事務をつかさどる。 一 供進及び諸宴の配膳に關すること。 二 調理に關すること。
三十五	(車馬課)
三十六	第二十二条 車馬課においては、次の事務をつかさどる。 一 自動車に關すること。 二 馬車及び馬に關すること。
三十七	(宮殿管理官)
三十八	第二十三条 宮殿管理官は、宮殿の運営の管理に關する事務をつかさどる。

<p>附 則（昭和五八年四月五日政令第七〇号）</p> <p>この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和五八年一〇月一一日政令第二一〇号）</p> <p>この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和五九年六月二七日政令第二一八号）</p> <p>この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。</p> <p>附 則（昭和六〇年四月六日政令第八一号）</p> <p>この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（昭和六三年四月八日政令第九七号）</p> <p>この政令は、昭和六十三年十月一日から施行する。</p> <p>附 則（昭和六三年九月三〇日政令第二八三号）</p> <p>この政令は、昭和六十三年十月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成元年一月一一日政令第一号）抄</p> <p>この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成二年六月二七日政令第一七六号）</p> <p>この政令は、平成二年六月二十九日から施行する。</p> <p>附 則（平成五年四月一三日政令第一五〇号）</p> <p>この政令は、平成五年六月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成八年五月一一日政令第一一三号）</p> <p>この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成二年六月七日政令第三〇三号）抄</p> <p>この政令は、公布の日から施行する。</p>
--

<p>第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。</p> <p>附 則（平成一三年六月一三日政令第一九七号）</p> <p>この政令は、宮内庁法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十二号）の施行の日（平成十三年七月一日）から施行する。</p> <p>附 則（平成一三年一一月一二日政令第三九一号）</p> <p>この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成一六年四月一一日政令第一二三号）</p> <p>この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成二一年三月六日政令第三〇号）抄</p> <p>この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。</p>

<p>第一条 この政令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。</p> <p>附 則（平成二七年四月一〇日政令第一七九号）</p> <p>この政令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成二八年三月三一日政令第一〇八号）</p> <p>この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成二九年三月三〇日政令第七八号）</p> <p>この政令は、平成二十九年三月三十日から施行する。</p> <p>附 則（平成三〇年四月一三日政令第一五七号）</p> <p>この政令は、平成三〇年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（平成三一年三月二九日政令第七六号）</p> <p>この政令は、平成三一年三月二九日から施行する。</p> <p>附 則（平成三一年四月二四日政令第一五八号）</p> <p>この政令は、平成三一年四月二四日から施行する。</p>
--

<p>第一条 この政令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（次条第一項及び附則第四条において「整備法」という。）第五十条の規定の施行の日（令和四年四月一日。附則第四条において「整備法第五十条施行日」という。）から施行する。</p> <p>附 則（令和五年九月二九日政令第二九一号）</p> <p>この政令は、令和五年十月一日から施行する。</p> <p>附 則（令和四年四月二〇日政令第一七七号）抄</p> <p>この政令は、令和六年四月一日から施行する。</p>
